

天理市災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天理市災害対策本部が設置される大規模な災害が発生した際などにボランティアとして救援活動しようとする者及び団体並びに天理市災害ボランティアセンター設置時における運営補助及びボランティア活動の調整役としてのボランティアコーディネーターの事前登録を行うことにより、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(事前登録実施機関)

第2条 天理市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が事前登録及び登録証を発行する。

(事前登録条件)

第3条 災害ボランティアに事前登録できる者は、次のとおりとする。

- 2 天理市内に在住、勤務、在学又は拠点を有している個人及び団体で災害ボランティア活動に理解と熱意がある者、並びにそれらの者で構成される団体とする。
- 3 事前登録できる年齢は、登録しようとする日において15歳以上である者とし、18歳未満（ただし、学生の場合は18歳になる日まで）の場合は、親権者の承諾を得た者とする。

(事前登録手続き)

第4条 事前登録を希望する者は、災害ボランティア（個人用）登録申込書（別紙様式1）に、災害ボランティアとして希望する団体・事業所・グループ等は（団体用）登録申込書（別紙様式2）に必要事項を記入し、社協に提出する。

- 2 社協は、前項により申込書を受理した場合は、災害ボランティア登録台帳（個人用（別紙様式3-1）又は災害ボランティア登録台帳（団体用）（別紙様式3-2））に必要事項を記載し、登録を行う。
- 3 社協は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対し、災害ボランティア登録証（別紙様式4）を発行する。

(個人情報取り扱い)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第6条 社協は、登録者に対し、必要な情報提供、研修機会の提供並びに災害時対応訓練等への参加の案内を行う。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害ボランティア登録変更届(別紙様式5)を社協に提出するものとする。

(登録の削除)

第8条 社協は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

(1) 登録者が、災害ボランティア登録辞退届(別紙様式6)を提出したとき。

(2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。

(ボランティア保険の加入)

第9条 登録者は、災害ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入するものとし、当該保険料は社協が負担する。

(免責等)

第10条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険によるものとする。

2 社協は、当事者又は第三者が救援活動中に被った事故及び補償等については、その責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。